

付託議案説明資料

条例・事件決議

令和6年12月11日

総務部
財務部
県民生活部

<目 次>

- 1 [第 136 号議案] 本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例の一部を改正する条例 …… 3
- 2 [第 141 号議案] 当せん金付証票の発売 …… 4
- 3 [第 156～158 号議案] 公の施設の指定管理者の指定 …… 5
- 4 [第 167 号議案] 知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 …… 7

1 [第136号議案]本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

住民基本台帳法（以下「法」という。）の一部改正及び住民基本台帳法第30条の15の2に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令の制定により、法に規定する本人確認情報等を提供し、又は利用することができる事務に準ずるものとして準法定事務が定められたこと等に伴い、本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例に定める本人確認情報等を提供し、又は利用することができる事務から準法定事務と重複する事務を削除する等所要の整備を行う。

2 制定の概要

(1) 法において知事が本人確認情報を利用することが認められている条例で定める事務から、次に掲げる事務を削除する（別表第2関係）。

ア 外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務

イ 特定不妊治療（体外受精又は顕微授精による不妊治療をいう。）に要する費用に係る助成金の支給に関する事務

ウ 高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務（以下「高等学校等支援金支給事務」という。）

エ 高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学金の支給に関する事務（以下「高等学校等奨学金支給事務」という。）

(2) 法において知事が知事以外の執行機関に本人確認情報を提供することが認められている条例で定める事務から、提供先を教育委員会とする次に掲げる事務を削除する（別表第3関係）。

ア 高等学校等支援金支給事務

イ 高等学校等奨学金支給事務

(3) その他規定の整備を行う（別表第2関係）。

3 施行期日

公布の日

2 [第141号議案]当せん金付証票の発売

当せん金付証票（宝くじ）の令和7年度の発売金額を次の範囲内としようとする。

発売金額 35,000,000千円

3 [第156～158号議案]公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指定の期間
兵庫県立神戸生活創造センター	大阪市西区京町堀1丁目4番16号 大阪ガスビジネスクリエイト株式会社 代表取締役社長 宇田 徹	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
	[指定理由] <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経験をもとに課題を挙げたうえで、利用者目線に立ったこれまでにない施設活用の提案があり、新たな集客への期待ができる。 ・生活創造活動への理解が深く、積極的に地域のニーズを発掘し、登録グループの強みや課題を共有できるようにする仕組みづくりの提案があり、効果的な運営が期待できる。 ・実現可能性やチャレンジ精神が感じられ、地域の交流を促し、ハブとなるなど、今後の事業展開に期待ができる。 	
兵庫県立総合体育館	神戸市中央区海岸通6番地 ひょうごスポーツライフグループ (代表者) 国際ライフパートナー株式会社 代表取締役 荒谷 明彦 (構成員) コナミスポーツ株式会社 代表取締役社長 室田 健志 (構成員) アシックススポーツファシリティーズ株式会社 代表取締役 片岡 秀文	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
	[指定理由] <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍前の水準を上回る年間施設利用者60万人を達成するために、柔道整復師など国家資格を有するスタッフを配置し、トレーニングルームの充実を図るなど、目標値と目標達成までのプロセスが明確化されており、今後の事業展開に大きな期待がもてる。 ・構成企業がもつスポーツ工学研究所が開発したキッズスポーツラボやシニアウォーキングラボなど、子どもやシニア向けの具体的な事業提案がなされており、新規利用者獲得に期待がもてる。 ・代表企業は、本施設の管理運営に9年以上携わっているだけでなく、全国各地で類似スポーツ施設を複数運営しており、これらの経験を活かすことで、県内のスポーツ施設の中で中核的な役割を担うことが期待できる。 	

名 称	指 定 管 理 者	指定の期間
兵庫県立海洋体育館	神戸市中央区浜辺通5丁目1-14 神戸商工貿易センタービル5階 公益財団法人兵庫県スポーツ協会 理事長 今井 良広	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
	[指定理由] <ul style="list-style-type: none"> ・ じゃらんnetやInstagramなど、若年層をターゲットにした広報戦略を行う提案がなされており、若者の口コミによる利用者数の拡大など、さらなる集客に期待がもてる。 ・ オリンピアンとの事業連携など、レガシー施設としての特性を十分に活かした積極的な事業提案がなされており、今後の事業展開に期待がもてる。 ・ 県内各地で類似施設を複数運営しており、これらの経験を活かすことで、安定した施設運営だけでなく、これまでにない新たな施設運営についても期待できる。 	

4 [第167号議案]知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

知事及び副知事（以下「知事等」という。）の給与の減額の措置について、知事の任期満了の日まで延長する等所要の整備を行う。

2 制定の概要

(1) 給料月額の特例（第1条関係）

ア 知事等の給料月額の減額の措置の対象を令和10年11月分の給料月額まで延長する。

イ アの減額の措置の対象者は、令和10年11月16日までの間に知事等の職にある者に限るものとする。

(2) 期末手当の特例（第2条関係）

ア 知事等の期末手当の減額の措置の対象を令和10年12月に支給する期末手当まで延長する。

イ アの減額の措置の対象者は、令和10年11月16日までの間に知事等の職にある者に限るものとする。

(3) 退職手当の特例（第3条関係）

ア 退職手当の減額の措置の対象となる知事等の職にある者に係る在職期間の終期を令和10年11月16日まで延長する。

イ 知事等の退職手当の減額の措置の対象となる知事等としての在職月数について、令和3年8月1日から令和10年11月16日までの間におけるものまで延長する。

区分	知事	副知事	給与減額の期限	
			改正前	改正後
給料	△30%	△15%	令和7年7月分	令和10年11月分
期末手当			令和7年6月分	令和10年12月分
退職手当	△50%	△25%	令和7年7月31日	令和10年11月16日

3 施行期日

公布の日